

IV—2 変更の届出書及び附属書類の記入例

特定工場変更届出書（一般用）  
~~及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）~~

令和 3 年 4 月 1 日

伊勢市長 様

届出者 氏名又は名称 ○○工業株式会社  
 住 所 東京都千代田区丸の内 1-1-1 → (i)  
 代表者氏名 取締役社長 三重 太郎

担当者 三重大郎 電話 0596(21)5633 番

工場立地法第8条第1項~~（第7条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第8条第1項）~~の規定により、特定工場の変更について、次のとおり届出るとともに、~~工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。~~ →

1	特定工場の設置の場所	〒516-**** 三重県伊勢市○○町○番地（○○工場）		→ (iv)		
2	特定工場における製品名（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	変更前	変更後	→ (v)		
		自動車車体部品	変更なし	↑ (vi)		
3	特定工場の敷地面積	変更前	70,000 m <sup>2</sup>	変更後	71,000 m <sup>2</sup>	+1,000 △
4	特定工場の建築面積	変更前	30,000 m <sup>2</sup>	変更後	33,000 m <sup>2</sup>	+9,000 △5,000
5	特定工場における生産施設の面積			別紙1のとおり	→ (vii)	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置			別紙2のとおり	→ (vii)	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置			別紙3のとおり	→ (viii)	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用			別紙4のとおり	→ (viii)	
9	特定工場の変更のための工事の開始の予定日	造成工事等	令和 3 年 7 月 15 日	→ (ix)		
		施設の設置工事	令和 3 年 7 月 21 日	→ (ix)		
※	整理番号					
※	受理年月日	令和 年 月 日				
※	審査結果					
※	備考					

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
  - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
  - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までの全ての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から7欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては「造成工事等」の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては「施設の設置工事」の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
  - 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図表、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とする

(i) 代理人が届け出る場合は2段書きしてください(例1)。また、代表者の委任状を添付してください(例2)。

なお、前回の届出から代表者及び代理人の両者に変更が無い場合は、委任状の写しを添付してください。

(例1)

届出者 ○○工業株式会社  
東京都千代田区丸之内1-1-1  
取締役社長 三重太郎

代理人 ○○工業株式会社 三重工場  
三重県伊勢市朝熊町××番地  
三重工場長 三重次郎

担当者 ○○○○ 電話××××××××番

(例2)

委任状
私は三重県伊勢市朝熊町××番地における ○○工業株式会社三重工場長三重次郎を代理人 と定め下記の事項を委任します。
記
工場立地法に基づく届出に関する一切の権限
年 月 日
東京都千代田区丸之内1-1-1 ○○工業株式会社 取締役社長 三重太郎

(ii) 一般的な変更の届出(第8条第1項)(P.52参照)を行う場合は、「(第7条第1項工場立地の調査等～附則第3条第1項)」の部分を二重線で抹消してください。

※工場立地法第7条(要旨)・・・法改正により、既に設置している工場が、新たに特定工場となった場合に届出を行わなければならない旨を定めたもの。

※一部改正法附則第3条第1項(要旨)・・・昭和49年6月29日以後に、既存の特定工場が最初の変更をしようとする場合の届出に関する規定を定めたもの。

(iii) 実施制限期間の短縮を申請しない方は、「及び実施制限期間の短縮申請書」と「るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請し」の部分を二重線で抹消してください。

(iv) 末尾に工場名を記入してください。

(v) 変更前後の製品名の主なものを記入してください(業種及び業種番号は別途記入していただきます。)

(vi) 「敷地面積」及び「建築面積」(P.53参照)の増加面積、減少面積をそれぞれ記入してください。(例えば500㎡の倉庫をスクラップして同面積の倉庫を建てた場合は「+500、△500」としてください。

また、面積の算定に際しては、少数点以下は切り捨てにしてください。(複数の建築物がある場合は、各々の建築物について少数点以下を切り捨てた上で合算することとなります。)

(vii) 別図として「生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図」(P.41参照)を添付してください。

(viii) 該当のある場合は、別紙3(P.36参照)、別紙4(P.37参照)を作成してください。

該当の無い場合は「該当なし」と記入してください。

(ix) 造成工事が行われる場合(敷地の増減のみの変更の場合を含む)は「造成工事等」欄に、その他の工事の開始予定日は「施設の設置工事」欄に記入してください。

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設 番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)	備考		
		変更前	変更後		分類 番号	γ	α
	( i )		( ii )	( iii )	( iv )		
変更の無い施設		12,000	12,000				
工場棟 A	セー 1	13,000	10,000	+ 2,000 △ 5,000	2452	65	1.2
工場棟 E (金型工場) (ボイラ )	セー 5 (セ・5・1) (セ・5・2)	なし (なし) (なし)	5,000 (3,000) (2,000)	+ 5,000 (+ 3,000) (+ 2,000)	2453	65	1.2
( v )				( vi )			
		25,000	27,000	+ 7,000 △ 5,000			

- (i) 施設番号（施設毎にセー1から始まる一連番号）を記入してください。  
変更の無い施設はまとめて記入し、変更のある施設についてのみ個々に記入していただいても結構です。
- (ii) 該当生産施設（P.53 参照）の建築面積（水平投影面積）を、少数点以下切り捨てにして記入してください。  
生産施設を新たに設置する場合には変更前の欄は「なし」又は「0」と記入してください。生産工程が工場建屋単位で独立している場合は、それぞれの工場建屋を一つの単位として取り扱ってください。
- (iii) 同一生産施設で増減があった場合は差引せずに、「+〇〇、△〇〇」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。
- (iv) 当該生産施設における生産品に則して、「生産施設面積の敷地面積に対する割合一覧表」（経済産業省HP [工場立地法解説 P.313～](#)）に基づき産業分類番号、 $\gamma$  値、 $\alpha$  係数を記入してください。  
なお、工場立地法施行後に新たに設置された工場の場合は、 $\alpha$  欄には「-」を記入してください。
- ★[日本標準産業分類（平成25年10月改訂）](#)
- (v) 生産施設単位に含まれる主要施設は、セー5-1、セー5-2等の枝番を付し、（ ）書きにより記入してください。
- (vi) 差引せずに、「+〇〇、△〇〇」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。

## 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

## 1 緑地の面積及び配置

名称	施設番号 ↓ (i)	面積 (㎡)			備考 ↓ (iii)
		変更前	変更後 ↓ (ii)	増減	
変更の無い施設		18,000	18,000	0	
工場東側緑地	リ-1	900	1,000	+ 100	①
工場西側緑地	リ-2	300	500	+ 300 △ 100	①
工場北側緑地	リ-3	80	50	△ 30	②
うち多様な緑化による緑地					
合計		19,280	19,550	+ 400 △ 130	

備考欄には、次の①、②のいずれかを記入してください。

- ① 樹木が成育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。
- ② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上緑化施設（全面地被）

(i) 施設番号（区画毎にリー1から始まる一連番号）を記入してください。変更の無い施設はまとめて記入し、変更のある施設についてのみ個々に記入していただいても結構です。

(ii) 当該緑地（P.54 参照）を小数点以下は切り捨てにして記入してください。同一区画の緑地に増減があった場合（配置の変更を含む）は差引せずに、「+〇〇、△〇〇」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。

緑地を新たに設置する場合は、変更前の欄に「なし」又は「0」と記入してください。

(iii) 次の緑地の定義に照らし合わせて、各々の施設番号別に該当する番号（①～②）を記入してください。

- |   |
|---|
| 一．樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・① |
| 二．低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上緑化施設（全面地被）・・・・・・・・・・・・・・・・②     |

※単独の樹木での樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定できます。一区画の緑地をこのように算定した場合は、「全面樹冠」と記入してください。

また、「低木又は芝その他の地被植物」で区画全面が被われている土地については、「低木全面地被」又は「芝全面地被」と記入してください。

※平成 16 年 3 月 31 日に工場立地法施行規則が改正され、屋上緑化・壁面緑化等の「建築物屋上等緑化施設」が緑地として認められるようになりました。（P.50「多様な緑化の推進」参照）

※平成 23 年 9 月 30 日に工場立地法施行規則等が改正され、「緑地」の定義が見直されました。

旧：①樹木が生育する 10㎡を超える区画された土地又は建築物等屋上緑地（以下土地等）であって次の基準のいずれかに適合するもの イ． 10㎡あたり高木 1 本以上 ロ． 20㎡あたり高木 1 本以上低木 20 本以上 ②低木、芝、その他の地被植物で覆われた 10㎡を超える土地等
新：①樹木が生育する土地等であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ②低木、芝、その他の地被植物（手入れがなされているものに限る）で表面が覆われている土地等

緑地以外の環境施設の名称	施設番号 ↓	面積 (㎡)		増減面積 ↓
		変更前	変更後	
	(i)		(ii)	(iii)
グラウンド	カー 1	10,000	10,000	なし
噴水	カー 2	なし	100	+100
	(iv) ↑			
緑地以外の環境施設の面積の合計		10,000	10,100	+ 100 △ 0
環境施設の面積の合計 ↓		29,280	29,650	+ 500 △ 130
	(v)			

2 環境施設の配置

	変 更 前	変 更 後
(vi) ↑		
敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ - 1	リ - 1
	リ - 4	リ - 4
	リ - 6	リ - 6
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	17,000 ㎡	17,200 ㎡ → (vii)
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	住宅地と隣接する西側、南側に極力環境施設を設置するようにした。	



(i) 施設番号（施設又は区画毎にカー 1 から始まる一連番号）を記入してください。

(ii) 当該緑地以外の環境施設（P.55 参照）を小数点以下は切り捨てにして記入してください。

緑地以外の環境施設を新たに設置する場合は、変更前の欄に「なし」又は「0」と記入してください。

(iii) 同一環境施設で増減があった場合（配置の変更を含む）は差引せずに、「+〇〇、△〇〇」と増加分、減少分をそれぞれ記入してください。

(iv) 環境施設（P.54 参照）のうち、「緑地以外の環境施設」欄の面積の合計を記入してください。

(v) 「緑地以外の環境施設」欄と「緑地」欄の面積の合計を記入してください。

(vi) 該当する環境施設の施設番号を列挙してください。

「敷地周辺部」の考え方については、P.54 を参照してください。

(vii) 環境施設は、敷地面積の 15%以上相当を敷地の周辺部に配置するようにしてください。

※平成 22 年 6 月 30 日に工場立地法施行規則等が改正され、太陽光発電施設（自家用）が環境施設として認められるようになりました。

「工場立地法に関する準則第5条の団地特例」(P.57参照)の適用を受けている工業団地内に工場又は事業場を設置する場合に提出してください。

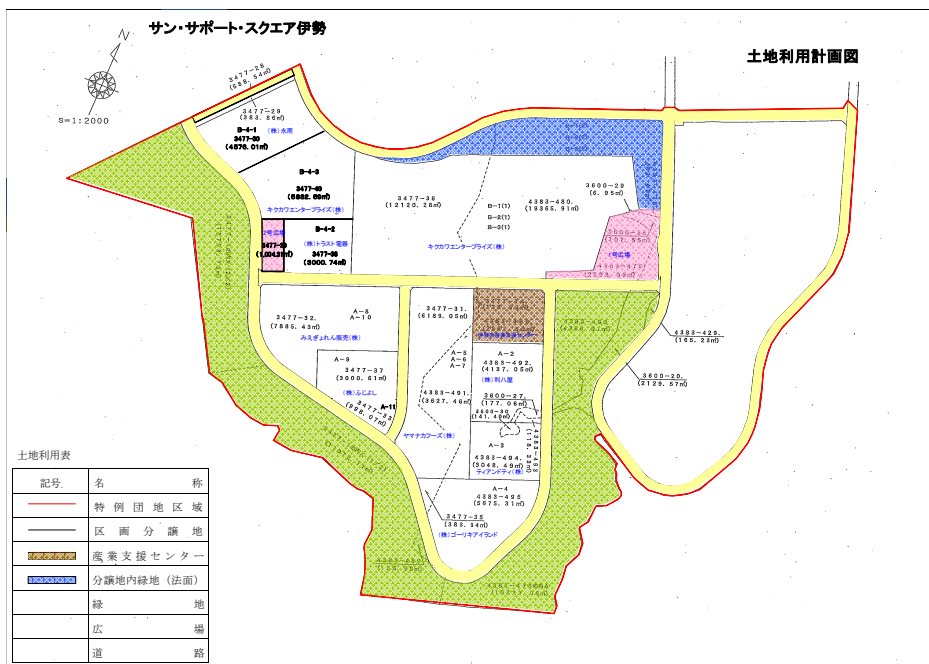
別紙3

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

工業団地の名称		サン・サポート・スクエア伊勢			
工業団地の所在地		三重県朝熊町地内			
工業団地の面積(a)		195,974.96 m <sup>2</sup>			
工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計(b)		116,995.37 m <sup>2</sup>			
工業団地共通施設の面積の合計(c)		48,388.36 m <sup>2</sup>			
うち	緑地	面積	40,992.96 m <sup>2</sup>	種類	残置森林、造成森林、造成緑地
	緑地以外の環境施設	面積	4,399.37 m <sup>2</sup>		
	その他の共通施設	面積	2,996.03 m <sup>2</sup>	種類	産業支援センター
その他の施設		面積	30,591.23 m <sup>2</sup>	種類	道路
工業団地の環境施設の配置に関する概略図その他の説明		概略図は、別図のとおり → 下図を参照ください。			

備考

「その他の施設」の面積の欄は、「工業団地の面積」(a)から「工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計」(b)及び「工業団地共通施設の面積の合計」(c)を減じた面積を記載すること。



別紙3を提出する場合は、工場団地の概略図を添付してください。

工場集合地(P.57 参照)に工場又は事業場を設置する場合に提出してください。


別紙 4

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

隣接緑地等の名称					
隣接緑地等の所在地					
隣接緑地等の面積の合計					
うち緑地面積	面積	m <sup>2</sup>			
うち緑地以外の環境施設面積	面積	m <sup>2</sup>			
事業者の負担する総額	設置費用		円		
	維持管理費用		円		
	うち届出者の負担費用	設置費用		円	
		維持管理費用		円	
隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明					

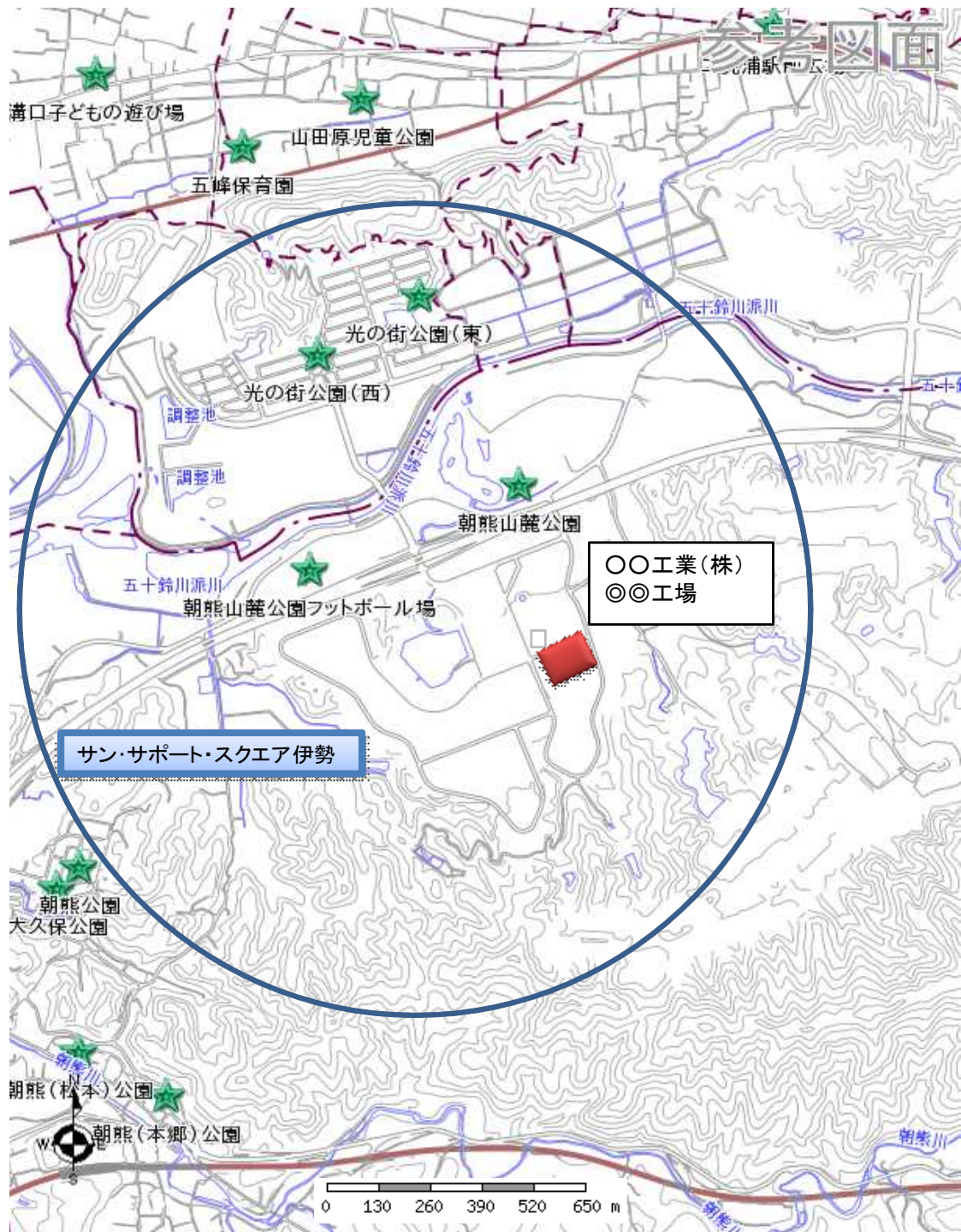
- 備考 1 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。
- 2 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。



- (i) 当該工場が、「工場立地に関する準則第5条の団地特例」(P.57 参照)の適用を受けている工業団地内にある場合は、カッコ内に「特例対象面積」欄と「自社敷地面積」欄を合計した面積を記入してください。(適用の有無については、土地を造成した事業者等に確認してください。)該当のない場合には記入は不要です。
- (ii) 「別図1」として、「特定工場用地利用状況説明書」(P.40 参照)を添付してください。
- (iii) 当該工場用地の周辺の状況を記入してください。  
(例：田、他社工場、市道を挟んで住宅 など)
- (iv) 都市計画法上の区域区分を  で囲んでください。  
○住居系地域とは、第一種、第二種低層住居専用地域、第一種、第二種中高層住居専用地域、第一種、第二種住居地域、準住居地域のことです。  
○商業系地域とは、近隣商業地域、商業地域のことです。
- (v) 当該工場が、団地特例の適用を受けている工業団地内にある場合のみ記入してください。該当の無い場合は記入は不要です。
- (vi) 別紙2の1「特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置」において、一区画内に1本以上樹木がある場合には「樹木地」欄に、樹木が無い場合には「芝その他の地被植物」欄に記入してください。
- (vii) 今回の届出を行う理由を簡潔に記入してください。  
(例)・敷地を拡張させることに伴う緑地の増加及び減少。  
・倉庫の新設に伴い、緑地を減少及び増加させる。
- (viii) 当該工場における、全ての製造品目に該当する業種番号を記入してください。  
(業種が多岐にわたる場合には別紙を添付していただいても結構です。)

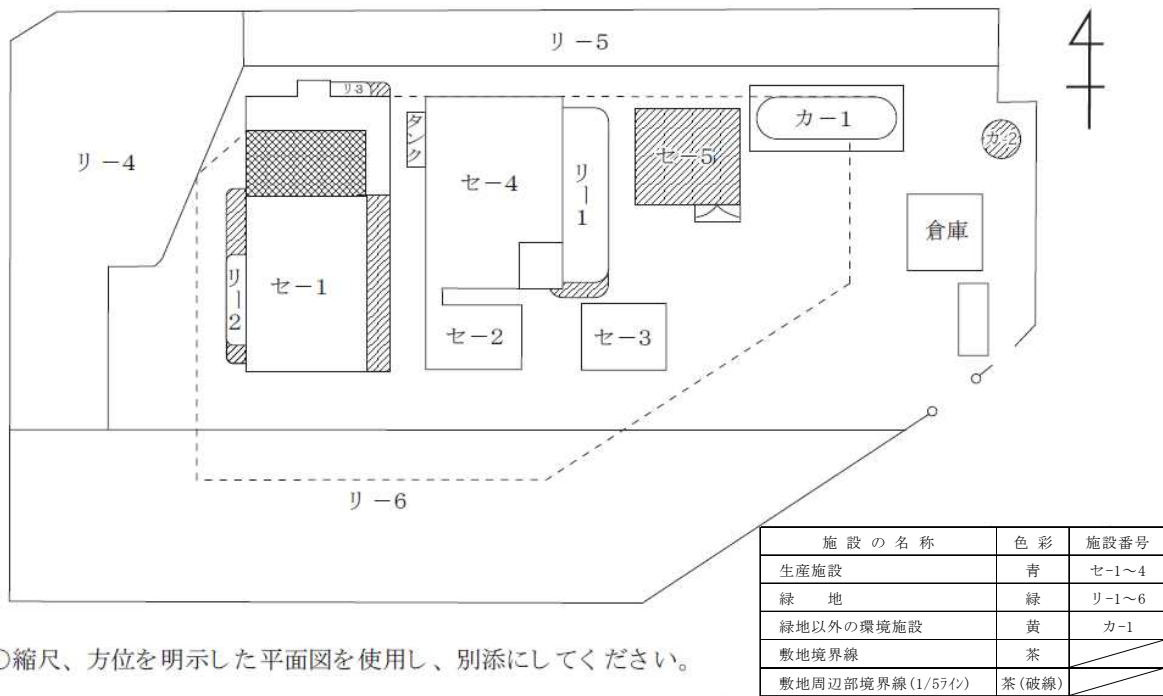
別図 1

特定工場用地利用状況説明書



当該特定工場の周辺 2 km 程度の範囲を明示してください。  
この場合、工場敷地の概ね中心から半径 2 km の円を描いても差し支えありません。  
海面、河川、湖池、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園の用地、住宅地、  
工場用地等の土地状況明示着色してください。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設、その他の主要施設の配置図



○縮尺、方位を明示した平面図を使用し、別添にしてください。



- 備考 1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築単位で、ないものは個々に記入してください。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する色彩でそれらの位置、形状着色して明示するとともに、届出書の別紙 1 及び 2 に記載した施設番号を付記してください。
- 4 変更前と変更後の状態が比較対照できるよう明示してください。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記入してください。図面の縮尺は、原則として敷地面積が 100ha 未満の工場にあっては五百分の一ないし千分の一、100ha 以上 500ha 未満の工場にあっては千分の一ないし二千分の一、500ha 以上の工場にあっては二千分の一ないし三千分の一の程度としてください。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付してください。

- 7 環境施設のうち雨水浸透施設がある場合は、当該施設の種類や浸透能力、維持管理及び雨水流出を抑制する必要性を記載した書類を添付してください。
- 8 環境施設のうち太陽光発電施設がある場合は、当該施設の種類、発電能力、設置場所及び電力の用途を記載して書類を添付してください。
- 9 敷地の周辺部（敷地の境界線から対面する境界線までの距離の5分の1程度の距離だけ内側に入った点を結んだ線と境界線との間に形成される部分）を破線で明示してください。（P.54 参照）



特定工場の新設等のための工事の日程

年月	工事の日程									
	3年 7月	年 8月	年 9月	年 10月	年 11月	年 12月	年 月	年 月	年 月	年 月
造成（埋立）工事 敷地増減の移転登記予定日	○移転登記日 (7/15)		7/15 ← → 9/10		造成工事、生産施設の設置工事及び環境施設・緑地の設置工事については、その開始日が様式第1の「造成工事等」欄、「施設の設置工事」欄の日付と同一になります。					
生産施設の設置工事										
施設の名称	施設番号									
工場棟A	セー1	← 7/21 ~ 10/20 設置		10/30 稼働開始						
工場棟B	セー2									
工場棟C	セー3									
工場棟D	セー4	← 9/1 ~ 10/10 設置								
環境施設・緑地の設置工事										
施設の名称	施設番号									
工場東側緑地	リー1	← 7/21 ~ 10/10 設置								
工場西側緑地	リー2									
工場北側緑地	リー3									
西側周辺緑地	リー4									
北側周辺緑地	リー5	← 9/1 ~ 10/10 設置								
南側周辺緑地	リー6									
グラウンド	カー1									
その他の主要施設の設置工事										
施設の名称										
倉庫		← 9/1 ~ 10/10 設置								

- 備考1 工事の日程の欄には、工事の種類毎に工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記してください。
- なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日（稼働日）も工事の日程の欄にあわせて明記してください。
- また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。
- 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の「別紙1 特定工場における生産施設の面積」「別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置」に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載してください。
  - その他の主要施設（事務所、倉庫等）の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類を工事の種類欄に明記してください。
  - 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載してください。
- なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記してください。
- また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載してください。

一体計算適用調書

1 生産施設面積率等

	届出者	一体計算相手方	計
届出工場名称			
住所			
敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
生産施設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
生産施設面積率	%	%	%
緑地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
緑地面積率	%	%	%
環境施設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
環境施設面積率	%	%	%

2 環境施設の概要

樹木	面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	高木	本	本	本
	低木	本	本	本
芝その他の地被植物		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
緑地以外の環境施設の名称				
敷地周辺部に配置する 環境施設面積（率）				%